

## 名桜大学国際学術論文投稿等助成費の手続きに関する内規

(平成31年2月14日制定)

### (目的)

第1条 この内規は、本学に勤務する専任教員の研究活動の国際的な学術研究を促進し、国際学術論文投稿等の経費を補助することを目的とし、その運用に関し必要な事項を定める。

### (申請書類)

第2条 助成を希望する者は、国際学術論文投稿等助成費申請書(様式第1号)を所定の期日までに会計課に提出しなければならない。

### (選考方法)

第3条 国際学術論文投稿等助成費申請書に基づき、教育研究審議会において公正な審議を行い、助成対象者を決定する。

### (助成額及び助成対象)

第4条 国際学術論文投稿等助成の交付額は、当該年度予算の範囲内で、次の各号に掲げる事項を対象に30万円を上限として交付する。ただし、被助成者は当該年度内に論文を投稿するものとする。

- (1) 投稿料
- (2) 掲載料(Web掲載料を含む)
- (3) オープンアクセス料
- (4) 英文校正料
- (5) その他、本学が適当と認めたもの

### (助成対象期間・件数)

第5条 助成対象となる期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までとし、補助金の助成件数は一人当たり当該年度1件とする。

### (実績報告及び交付申請)

第6条 被助成者は、助成費の交付を受けようとするときは、論文投稿後速やかに国際学術論文投稿等助成費実績報告及び交付申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

### (被助成者の義務)

第7条 被助成者は、投稿した論文の採択の可否について後日報告するとともに、採択された場合は論文の掲載情報について、本学ホームページで公表するものとする。

### (庶務)

第8条 この内規に関する庶務は、会計課において処理する。

### (改廃)

第9条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則（平成31年2月14日）

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月22日）

この内規は、令和2年4月22日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

名桜大学長 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

国際学術論文投稿等助成申請書

下記のとおり、国際学術論文を投稿するための経費について申請します。

論文名 (和訳も記入)			
論文概要 (和訳も記入) (内容に関して 100～200字程度で 記してください。)			
経費種別	投稿料	学術誌名	
		金額	
	掲載料	学術誌名	
		金額	
	その他	具体的な 経費：	
		金額：	

※投稿予定論文（英文、日本文可）を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

名桜大学長 殿

所属 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

国際学術論文投稿等助成費実績報告及び交付申請書

下記のとおり、国際学術論文投稿等の実績を報告し、投稿に係る経費について交付申請します。

論文名 (和訳も記入)	
論文投稿日※1	令和 年 月 日
学術誌名	
交付申請する 経費の内容	
交付申請する金額 (経費実費額) ※2	円

※1 論文投稿したことが分かる資料を添付すること。

※2 領収書（原本）を添付すること。